

豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第5条の規定に基づき、医療的ケア児及びその家族に対する支援として、訪問看護ステーション、病院又は診療所（以下「訪問看護ステーション等」という）が、在宅の医療的ケア児へ一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行うことで、医療的ケア児の健康を保持し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

2 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう）で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると市長が認めた者をいう。

3 この要綱において「利用児童」とは、市長が事業の利用を決定した医療的ケア児をいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、豊橋市とする。ただし、その実施については、適切な運営ができると認める健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者に委託して行うこととする。

（対象者）

第4条 この事業を利用できる者は、次に定める要件の全てに該当する医療的ケア児の家族とする。

（1）豊橋市内に住所を有すること。

（2）0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

（3）在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。

（4）医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

（5）訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

（事業内容）

第5条 この事業は、豊橋市と委託契約を締結した訪問看護ステーション等が自宅での訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

（利用時間）

第6条 利用時間は、訪問看護ステーション等が、在宅の利用児童を対象に、家族に代わって看

護を行う1日当たりの時間から、健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護時間を控除した時間とする。

2 1年度（4月1日から翌年3月31日）内において、48時間を利用限度とする。

3 1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は、1時間以上（1時間単位）とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げるものとする。

（費用の負担）

第7条 対象者がこの事業を利用するにあたっては、費用の負担はないものとする。ただし、訪問看護費の他に発生するキャンセル料等については、対象者と訪問看護ステーション等との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

（利用の申請）

第8条 当事業を利用しようとする家族は、「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書」（第1号様式）に主治医の訪問看護指示書等（写）を添えて、市長に申請するものとする。

（利用の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、その結果について、申請者及び訪問看護ステーション等に対し「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（決定・変更）通知書」（第2号様式）により通知するものとする。なお、不承認の場合には、「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用不承認通知書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 有効期間は、利用決定日から利用の決定日以後の最初の3月31日までとする。

（利用の決定の更新）

第10条 第9条2項の有効期間の終了後も、引き続き利用の継続を希望する場合は、改めて第8条に定める申請を行わなければならない。

（変更の届出等）

第11条 利用児童の氏名、住所等に変更が生じた場合並びに主治医の訪問看護指示書等に変更が生じた場合は、家族は「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用資格変更届」（第4号様式）に変更事項を証する書類（写）を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、利用児童の氏名、住所等の変更に係る前項の届出を受理したときは、速やかに「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用資格変更届受理通知書」（第5号様式）により、利用児童が事業に利用した訪問看護ステーション等に対し通知するものとする。

（利用決定通知書の再交付）

第12条 利用決定通知書を破損し、又は忘失した場合、家族は「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業再交付申請書」（第6号様式）を、市長に提出し、再交付を受けるものとする。

（利用の取消し）

第13条 市長は、利用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、「豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業中止（取消）決定通知書」（第7号様式）により、利用を中止し、又は

決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者の要件を欠いたとき
- (2) 虚偽又は不正な手段により、利用の決定を受けたとき
- (3) その他市長が利用を中止し、又は決定を取り消す必要があると認めたとき
(訪問看護ステーション等の変更等)

第14条 訪問看護ステーション等又は医療的ケアを変更又は追加等する場合の手続については、
第8条及び第9条の規定を準用する。

(費用)

第15条 訪問看護ステーション等が豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施するために要する費用は、市の支弁するものとし、支弁の対象となる基準額及び算定方法は別表に定める。

(報告)

第16条 訪問看護ステーション等の長は、毎月10日までに前月分の事業の実施に係る利用児童別の「医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供記録票」(第8号様式)及び「医療的ケア児在宅レスパイト事業実績報告書」(第9号様式)により、必要な事項の報告を提出するものとする。

(費用の請求)

第17条 訪問看護ステーション等の長は、豊橋市医療的ケア児在宅レスパイト事業に要する費用について、請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

- 2 市長は前項の請求があったときは、内容を審査し、適正と判断される場合は、請求があった日から30日以内に報酬を支払うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表

別表支払対象経費	支払額
訪問看護ステーション等が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護(健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除く)に係る費用	次の算式により算定した額とする。 支払額 = $A \times 9,900$ 円(1時間当たり単価) この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A : 訪問看護ステーション等が、在宅の利用児童を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他

	の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数。 ※利用児童1人につき、1年度当たり48時間を上限とする。 ※1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は1時間以上（1時間単位）とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げるものとする。
訪問看護情報提供療養費	健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第4項の規定に基づく訪問看護療養費に係る指定訪問看護費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）通則1の区分03訪問看護情報提供療養費の額（1人につき月1回に限り算定）

※単価には消費税及び地方消費税を含む